

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務方法書は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政森第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日7林整森第266号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、公益社団法人京都モデルフォレスト協会（以下「協会」という。）が行う里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その行う業務の重要性に鑑み、交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって国から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領別紙のⅡの要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 協会は、交付要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本業務方法書に定めた手続に従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(交付金の管理)

第3条 協会は、国から交付を受けた交付金について、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定項目を設けることとする。

2 協会は、交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。

3 協会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 協会は、毎年度、交付金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(交付金に係る採択申請及び採択決定)

第4条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領別紙のⅢの第4の4（1）に基づき様式第12号の採択申請書に、活動計画書、協定書の写し及び活動組織の運営に関する規約等（以下「規約等」という。）の写しを添え、協会理事長に提出する

ものとする。

- 2 協会理事長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、国からの交付決定後、実施要領別紙のⅢの第4の4（4）により、速やかに活動組織の代表者に交付金に係る採択通知書を交付するものとする。
- 3 活動組織の代表者は、次に定める場合は、実施要領別紙のⅢの第4の5に基づき、様式第16号の採択変更申請書に、変更があった活動計画書、協定書の写し及び規約等の写しその他必要な書類を添付して、協会理事長に提出し、協会理事長の承認を受けるものとする。
 - （1）活動の中止又は廃止する場合。
 - （2）主たる活動を行う対象森林の面積を変更する場合。
 - （3）機能強化を行う延長を変更する場合。
 - （4）資機材等整備の内容を変更する場合。ただし、交付額及び数量を減じる場合は除く。
 - （5）協会理事長から通知された交付額の30%を超える減額を行う場合。
- 4 協会理事長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。
- 5 活動組織の代表者は、第3項に該当しない事項を変更する場合は採択変更届出書に、変更があった活動計画書、協定書の写し又は規約の写し等を添付して、速やかに協会理事長に届出を行うものとする。

（交付金に係る申請及び支払）

- 第5条 活動組織の代表者は、交付金の交付について、別記様式第1号により協会理事長に申請するものとする。ただし、活動組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、協会理事長の定める日までに申請するものとする。
- 2 協会理事長は、活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、速やかに交付金を活動組織に交付するとともに、別記様式第2号により通知するものとする。この際、支出勘定項目を明確にしておくこととする。

（交付金の対象範囲）

- 第6条 交付金については、活動組織が実施要領別紙のⅢの第4の3に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

（交付金の返還）

- 第7条 活動組織が活動等を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、協会理事長は、期日を定めて、是正又は活動組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

- 2 前項により交付金の返還を求める場合、協会理事長は活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を協会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、協会理事長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協会理事長に提出しなければならない。
- 4 協会理事長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 協会理事長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があった場合、協会理事長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続を経た後、交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

第3章 報告

(実施状況の報告)

- 第8条 活動組織の代表者は、毎年度、実施要領別紙のⅢの第4の7(1)により交付金の実施状況報告書を作成し、活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、協会理事長が定める日までに理事長に提出するものとする。
- 2 協会理事長は、毎年度、活動組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認を行い、その確認結果について、実施要領別紙のⅢの第4の7(3)に基づき、活動組織の代表者に通知するものとする。
 - 3 協会理事長は、前項により報告があった場合、実施要領別紙のⅢの第4の7(4)に基づき、活動組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

第4章 雑則

(事業期間)

- 第9条 本対策の事業期間は、令和7年度から令和11年度までとするものとする。

附 則

この業務方法書は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。